

# 提案番号25

## 放課後児童健全育成事業と 放課後子供教室を実施する際の 人員配置基準の緩和



平成29年7月12日(水)

熊本県長洲町

# 1. 提案の背景①

## ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童クラブ		放課後子供教室
対象	保護者が労働等により昼間家庭にいない 小学校に就学している児童	地域の子ども全般 (主に小学生)

### 一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室とは・・・

全ての児童の安心・安全な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。**

放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに一体型を1万か所以上で実施することを目標としている

# 1. 提案の背景②

## ○放課後児童クラブと放課後子供教室の 人材不足

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
職員	放課後児童支援員、補助員	コーディネーター、学習アドバイザー（教育活動サポーター）、安全管理員
人数	最低2名	各地域の実情に応じて 実施主体が判断

放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況。放課後子供教室の職員である学習アドバイザー（教育活動サポーター）等は、地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなもの。

**両事業の  
人材の確保が困難**

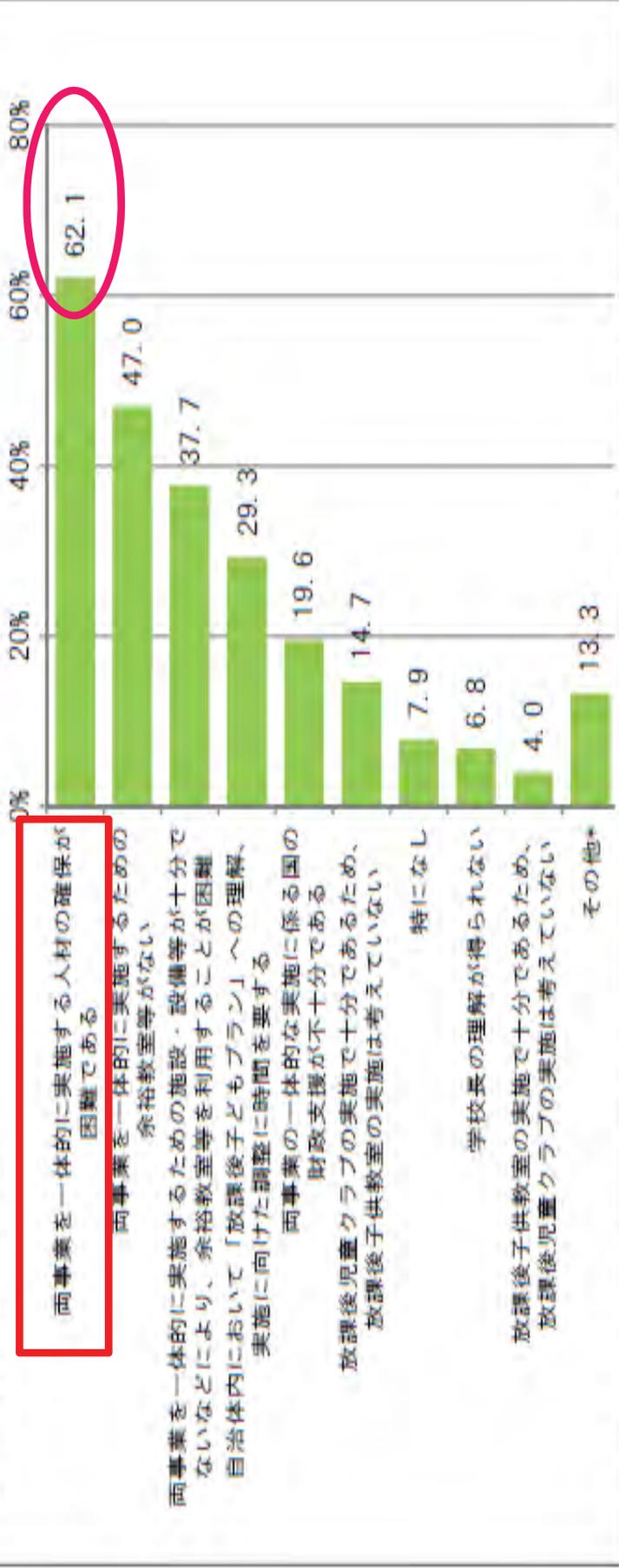
① 同一小学校内等で両事業を実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※2)
同一小学校内等(※1)で両事業を実施	5,219	356	20.4%
うち共通プログラムを実施	3,549	209	12.0%

※1 小学校と隣接（通りを挟んだ向かい側等）する場所を含む。

※2 実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

＜市町村における課題＞



※放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施の有無に関わらず全ての市町村が回答

\*その他：担当間の調整が難しいこと、事故があった際の責任の問題、実施日が合わないこと、同様の事業を市町村独自の事業として実施しているため実施していないこと、等

※「放課後子ども総合プラン」の推進状況等について（平成29年1月23日）  
文部科学省・厚生労働省調査結果より

# 1. 提案の背景③

## ○ 放課後児童クラブと放課後子供教室 両方のニーズの存在

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
開所日数	250日以上/年	250日未満/年
開所時間	小学校の授業の休業日以外 3時間以上	1日当たり4時間以内 (特に必要な場合は8時間以内)

※国庫補助要件

放課後児童クラブの利用は保護者の就労等により、  
昼間家庭にいない場合限定であり、放課後子供教室は、  
長洲町では週に2回しか実施していただか  
ず、放課後子供教室、放課後児童クラブを  
一方のみの実施では、両方のニ  
ーズを満たすことができない。

# 1. 提案の背景③

## ○ 放課後児童クラブと放課後子供教室 両方のニーズの存在

長洲町における両事業の登録児童数（平成29年6月現在）

小学校区	放課後児童クラブ	放課後子供教室
A小学校区	39	25（8）
B小学校区	18	28（10）
C小学校区	31	24（7）
D小学校区	46	15（8）
合計	134	92（33）

※（ ）の数字：両事業に登録されている児童数